

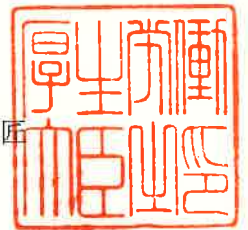
平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付決定通知書

公益社団法人 日本精神科病院協会

平成 30 年 9 月 26 日日精協発第 18107 号で申請のあった平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 30 年 11 月 28 日

厚生労働大臣 根本 匠



- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 15 年 6 月 9 日厚生労働省発老第 0609001 号厚生労働事務次官通知の別紙「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は平成 30 年 9 月 26 日日精協発第 18107 号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとする。

| | |
|----------|----------------|
| 事業に要する経費 | 金 12,750,000 円 |
| 補助金の額 | 金 12,750,000 円 |
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 30 年 9 月 26 日日精協発第 18107 号申請書の事業費所要額調書に記載のとおりである。
- 4 補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の 7 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る実績報告は、交付要綱の 11 に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 30 年 12 月 12 日とする。